

単独浄化槽・合併処理浄化槽をご利用の方へ 浄化槽の法定検査を受けていますか？

浄化槽は年1回の法定検査を実施することが
法律で義務付けられています。

Q：法定検査とは？

A：浄化槽の機能が、正常に稼働しているのか検査する
ものです。

Q：検査の申込先は？

A：埼玉県知事が指定している下記業者のみ検査する
ことができますので、直接お申込みください。

業者名：（一社）埼玉県環境検査研究協会 土呂支社

住所：さいたま市北区土呂町1-50-4

電話：048-778-8700

Q：いくらかかるの？

A：一般家庭用（10人槽以下）で5,000円（※）です。

※令和8年7月1日から浄化槽法定検査の手数料が変わります。

詳しくは、上記の業者へご確認ください。

Q：清掃と保守点検を実施しているから法定検査は必要
ない？

A：清掃や保守点検だけでは法律違反となります。
法定検査も必ず実施してください。



©伊奈町

お問い合わせ先

伊奈町環境対策課 環境対策係

電話：048-721-2111

（内線：2253）

単独浄化槽をご利用の方へ

川の汚れの原因は、家庭から出る生活排水が約7割を占めています。

伊奈町では、公衆衛生の向上を図るため、既存の『単独浄化槽』・『くみ取り便槽』から『小型合併処理浄化槽』へ転換する方に補助金を交付しています。（※新築は対象外）

予算に限りがございますので、ご検討されている方は工事契約前に必ず環境対策課にご確認ください。

【例；5人槽の場合の補助額】

本体及び本体設置工事費

配管費

処分費

最大補助額

332,000円 + 80,000円 + 90,000円 = **502,000円**

※人槽により補助額は異なります。詳しくは、町ホームページをご覧ください。



浄化槽補助金について(伊奈町)

浄化槽工事業者は、埼玉県ホームページに掲載されている浄化槽工事業者名簿でご確認ください。



浄化槽工事業登録・届出(埼玉県)

◎単独浄化槽

トイレの排水しか処理できないために、台所や風呂、洗濯などで使われた水はそのまま近くの道路側溝などを経て河川などに放流されてしまいます。

◎小型合併処理浄化槽

家庭で使用した水は全てきれいに処理し川へ放流されます。

お問い合わせ先
伊奈町環境対策課 環境対策係
電話：048-721-2111
(内線：2253)

